

# 家族信託編

## 家族信託\_⑫ ～信託の変更\_3～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.4. 10

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

信託の変更もいろいろあるのですね。後々の変更は余分な手続のように思えます。長い期間では最初の契約でまずは想定してそれに備えておく必要があるということですよ。



そうですね。今回は受益者の変更と信託事務処理について取り上げてみます。



信託事務処理ってどういうものですか。



そもそも信託を設定する目的に沿って、受託者が行う事務処理のことで受託者は役割が大きいですね。



でも先生、信託の目的があるので何でもかんでも事務処理を変更すると信託が何か変になってしまいませんか。



大変いい疑問ですね。そもそも信託設定の目的に沿わない事務処理はできませんし、いろいろな注意義務も変更することができません。



例えばどういう注意義務ですか。



善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務があります。要は信託を当初の設定目的に従ってきちんと受託者が行う必要があります。そうしないと信託がそもそも成り立ちません。

受益者も途中で亡くなった場合とかどうするのですか。



信託の目的といつ信託を終了させるかによりますが、当初の受益者が死亡して信託の目的を満たさない場合、連続して次の受益者をあらかじめ信託契約で設定しておく必要があります。

あ、そうか。信託っていつか終了するけど受益者を連続して指定できるのですね。



はい、受益者連続型信託という設定ができますがいつかは終了します。信託終了の事由もいろいろとあるので次回以降に勉強していきます。

## 本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 受益者を変更する場合、信託契約で定めますが、受益者死亡に備えてあらかじめ第二受益者を定めておくとい。複数の受益者になる場合、受益権割合を定めておきます。
- ✓ 受託者の行なう信託事務処理の変更は、信託設定目的の範囲内で、契約書全体の整合を検討して行います。目的を逸脱する事務処理はできません。
- ✓ しかし、受託者の善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務を変更することはできません。

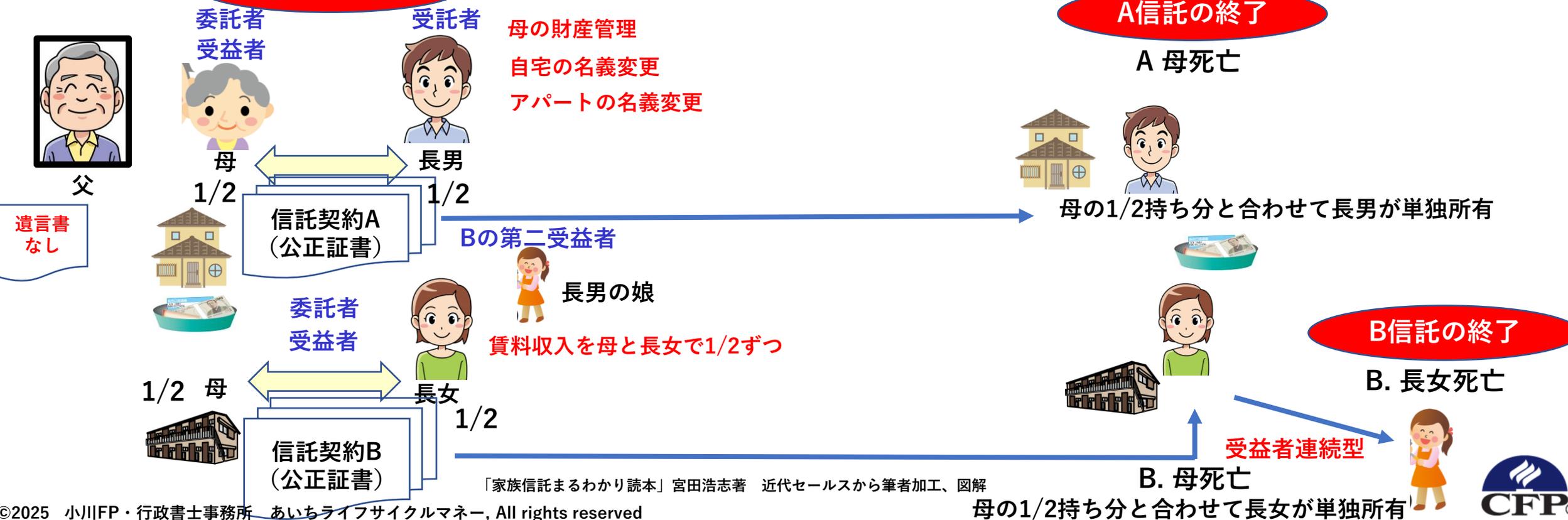
# 事例11 遺産分割協議と家族信託

## 設定の背景、想い

目的：遺言書がなかったが納得いく遺産分割協議をして孫の代まで安心したい。

- ◆父が死亡して、遺言書なく、相続人の母、長男、長女の間で遺産分割協議をし合意した。相続財産は自宅、アパート、現金
- ◆母認知症の場合、財産管理が滞らないこと、長女にアパートを遺したいが、子供がないので最終的には、長男の子に引き継ぎたいと相続人間で合意。
- ◆母と長男：自宅土地建物を1/2ずつ共有する。賃貸アパートは母と長女が1/2ずつ共有相続。

### 信託の設定



# 受益権者を変更できるのか？

長い信託期間の中で、受益者がいなくなる事態も想定できます。  
その場合、受託者と受益者又は受益者代理人との合意で、後継の受益者を定めることがよいでしょう。

## 受益権の取得

### ◆受益者の意思に関係なく「当然に」取得する

- ①信託契約で定める
- ②受益権の相続（承継）
- ③受益権指定変更権者の指定

### ◆受益者の意思が必要

- ④受益権の譲渡

## 受益権の喪失・放棄

### ①信託契約で定める

受益者現存の場合は、委託者、受託者が合意してもできない

### ②受益者の死亡

### ③受益権の譲渡

譲渡は自由。制限を定めても善意の第三者に対抗できない。しかし、多くは、設定時に譲渡、質入れ禁止としている。

### ④受益権指定権者による指定変更権の行使

紛争防止のため多用は避けるべき

### ⑤受益権の放棄

原則、自由だが、第三者の権利を害することができない

**対策：後継受益者を定める。**  
**複数の場合は受益権割合を定める。**  
**いなければ、信託終了で清算手続になる。**

# 信託事務処理を変更することはできるのか？

信じて託すという信託を長期に渡り実現するには、注意義務は変更することはできません。

## 受託者の義務

### ・ 善管注意義務

- ・ そもそもこれがない契約は無効
- ・ 信託契約義務を軽減して、受託者の損失補填義務を免除するものも無効

### ・ 公平義務

複数受益者間を公平に扱う

### ・ 忠実義務

- ・ **もっぱら受益者のため**にのみ行動する
- ・ **もっぱら受託者のため**の信託は無効
- ・ 利益相反行為は禁止
- ・ 受託者は信託報酬以外の利益は得てはいけない

### ・ 分別管理義務

- ・ 不動産：信託登記
- ・ 金銭：**信託口座**の開設（倒産隔離機能）
- ・ 動産：外形上区分できる状態で保管

# 信託事務処理を変更することはできるのか？

信託目的に反する事務処理は変更できません。変更する場合でも目的に合致している範囲で見直します。

信託目的

受益者の安定した生活と福祉を確保することを目的とする。

連動

例

信託不動産については、受益者及びその親族の生活の本拠地として、又はこれを賃貸するなど受託者が相当と認める方法等により」これを管理する。

条項

信託金融資産については、換価換金できるほか、公租公課及び金融機関からの借入金債務の支払い、第〇条に定める信託の給付に充てるほか、相続時（先の受益者死亡時）の相続税資金に充てるために、預貯金又はリスクの少ない金融商品として管理運用を行うものとする。

受託者は、本信託財産に属する金銭を、受益者の生活費、医療費及び施設利用費に充てるものとする。

生活費の支給は、受益者代理人の意見を聞き、受託者が相当と認める額とし、一時的に多額の給付はしないものとする。

別途、**約款**を定めることも可

信託事務処理の条鋼は目的を実現する具体的な基準、行動指針といえる。

# Thinking time !

信託の変更についても法律をきちんと押さえておきましょう。

## 受益者の変更

- ・そもそも受益者を変更しなくてよいようするにはどうしたらよいのでしょうか。



## 信託事務処理の変更

- ・信託事務処理を変更しなければいけない場合はどういう場合があるのでしょうか。
- ・その変更は信託設定の目的に合致していますか。

## ● 個人のお客様のご相談

### ◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

### ◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

### ◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

## ● 各種セミナー

### ◆ 世代別セミナー

### ◆ テーマ別セミナー

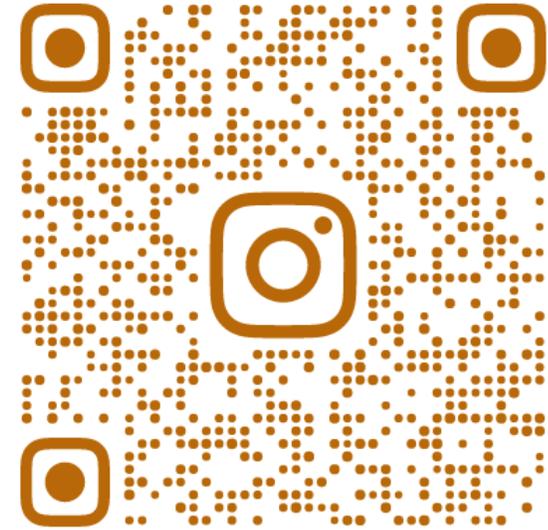
詳細はホームページとインスタをご覧ください

## ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

## インスタグラム



@FP\_YOSHISAN